

夜間稽古会 成年部 規則

一般財団法人 京都府剣道連盟

京都府剣道連盟は、会員の剣道技術の向上と会員相互の親睦を目的として、夜間稽古会成年部の運営を行う。当稽古会が事故なく有意義に行われるよう、下記のとおり夜間稽古会成年部規則を定める。

記

1. 趣旨・目的

会員の剣道技術の向上と稽古を通じて会員相互の親睦を図り、京都府剣道連盟(以下京剣連)の発展に寄与するものとする。

2. 参加資格

- (1)原則として京剣連の会員で、高校生、大学生、社会人を対象とし、性別は問わない。
- (2)中学生が参加する場合は、指導者または父兄の同伴を必要とする。
- (3)小学生が参加する場合は、指導者または同行の父兄との稽古を原則とする。
- (4)非会員は、会員の紹介が有れば参加することが出来る。ただし、参加料金は非会員料金を適用する。

3. 参加料金

参加者は別に定める料金を納めなければならない。参加料金区分は、①会員、②非会員とする。小・中学生は「①会員」料金とする。

4. 指導者および当番員

- (1)京剣連は、指導者と世話役として当番員を派遣する。
- (2)指導者および当番員は、当規則が遵守されるよう適切な運営に努めることとする。

5. 事故防止

- (1)参加者は、自己の責任において健康管理を行い、事故防止に努めること。
- (2)参加者は稽古中、体調不良や変調が生じた場合速やかに稽古を中止すること。
- (3)万一事故が生じた時には、指導者および当番員は、迅速的確に対応しなければならない。ただし、事故や怪我について京剣連は責任を負わない。

6. 参加を認めない者

- (1)当稽古会の趣旨・目的に反する者
- (2)参加料を納めない者
- (3)当稽古会の参加が不相当と認められる者

夜間稽古会成年部 参加者の遵守すべき事項

1. 氏名・段位・納入金額・所属・緊急連絡先(本人の携帯番号を除く)等を出席台帳に記入し、非会員は紹介者も記入すること。
2. 所属団体名もしくは府県名の入った名札を着装すること。
3. 事故防止のため稽古前に十分な準備運動をすること。
4. 当日担当の指導者および当番員の指示に従うこと。
5. 「夜間稽古会成年部規則」を遵守し、相互の親睦と交剣知愛に努めること。

附則

本規則および順守すべき事項は平成 30 年 12 月 20 日の理事会の議決を経て改正し、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。